

税のお知らせ

問合 所得税 津島税務署 ☎26-2161 市・県民税 税務課市民税G ☎55-9263

年末調整について

毎月の給料やボーナスから所得税が源泉徴収され、12月に年末調整で所得税の過不足が精算されることになっています。年末調整の対象となる方は、勤務先に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している方です。

令和2年分の年末調整では平成30年度の税制改正により、給与所得・公的年金等控除の額は一律10万円が引き下げになりますが、基礎控除の額は一律10万円引き上げとなります。また、令和2年度の税制改正で寡婦控除の見直しが行われ、合計所得金額が500万円以下の場合に控除が適用となり、合計所得金額が500万円を超える場合の寡婦控除の適用はなくなりました。さらに、婚姻歴や性別の有無にかかわらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する方で合計所得金額が500万円以下の場合には、ひとり親控除が適用されることとなりました。

年末調整によってその年の所得税額が確定するため、確定申告の必要はありませんが、次の場合などは確定申告が必要です。

- ・給与収入が2,000万円を超える場合
- ・令和2年1月1日～12月31日の間に支払った医療費があり、医療費控除が必要な場合
- ・給与所得および退職所得以外に20万円を超える所得がある場合
- ・2力以上の事業所などから給与・賃金を受けている場合(所得の要件等により確定申告をする必要がない場合もあります)

個人事業税

第2期分の納期限は

11月30日(月)です

個人事業税は、個人で事業を営む方にかかる税金です。

第2期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封されています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

問合 西尾張県税事務所

☎0586-45-3169

🌐<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

津島税務署からのお知らせ



確定申告会場が変わります

令和2年分申告会場は津島市文化会館となりました。また、感染症対策として混雑解消に向けた取り組みを実施予定です。毎日の申告相談に係る対応人数にも限界が発生します。

確定申告は簡単・便利なe-Taxで!

新型コロナウイルス感染防止のため、自宅等からの申告にご協力ください。

☎マイナンバーカードで自宅等から送信!

または

☎最寄りの税務署で ID・パスワードを取得して自宅等から送信!

令和2年分年末調整等説明会開催中止

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、年末調整等説明会は開催中止となりました。

なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページの「年末調整特集」をご覧ください。

🌐<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenc ho/index.htm>

問合 津島税務署 ☎26-2161



パート収入と税 (夫婦・親子と税)

年末調整や確定申告で、配偶者控除や配偶者特別控除、または扶養控除の対象となる方にパート収入があると、その額によって次のような注意が必要です。

- ①配偶者控除または配偶者特別控除を受けられるかどうか
- ②扶養控除を受けられるかどうか
- ③控除の対象となる方自身に税金がかかるかどうか

パート収入は通常、給与所得になりますので、その場合は下表のようになります。ただし、合計所得が1,000万円を超える納税者については配偶者控除および配偶者特別控除を受けることができません。

問合 税務課市民税G ☎55-9263

パート収入と税金および各種控除(※控除を受ける方の所得が900万円以下の場合)

収入金額	市・県民税		所得税	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除
	均等割	所得割				
930,000円以下	かからない	かからない	かからない	38万円 (33万円)	受けられない	38万円 (33万円)
1,000,000円以下	かかる	かかる	かかる	受けられない	38万円 (33万円)	受けられない
1,030,000円以下					36万円 (33万円)	
1,030,000円超 1,500,000円以下					31万円	
1,500,000円超 1,550,000円以下					26万円	
1,550,000円超 1,600,000円以下					21万円	
1,600,000円超 1,667,999円以下					16万円	
1,667,999円超 1,751,999円以下					11万円	
1,751,999円超 1,831,999円以下					6万円	
1,831,999円超 1,903,999円以下					3万円	
1,903,999円超 1,971,999円以下					受けられない	
1,971,999円超 2,015,999円以下						
2,015,999円超						

※1 市・県民税および所得税の「かかる」については、生命保険料控除、扶養控除等の有無により、かからない場合もあります。

※2 配偶者控除、配偶者特別控除、および扶養控除の()内の金額は、市・県民税の控除額です。

※3 控除を受ける方の所得が①「900万円超950万円以下の方」および②「950万円超1,000万円以下の方」は控除額が段階的に減額され、配偶者控除および配偶者特別控除の控除額が上記と異なります。

参考

扶養控除については、扶養親族の年齢により控除額が異なります。

扶養親族	区分		控除額	
	年齢	生年月日	所得税	市・県民税
年少扶養	0歳 ~ 15歳	平成17年1月2日 以後	なし	なし
一般扶養	16歳 ~ 18歳	平成14年1月2日 以後 平成17年1月1日 以前	38万円	33万円
	23歳 ~ 69歳	昭和26年1月2日 以後 平成10年1月1日 以前		
特定扶養	19歳 ~ 22歳	平成10年1月2日 以後 平成14年1月1日 以前	63万円	45万円
老人扶養	70歳 ~	昭和26年1月1日 以前	48万円	38万円

※老人扶養親族のうち、扶養者またはその配偶者の直系尊属(父母・祖父母等)で、同居の常況にある親族の場合は、加算額(所得税:10万円、市・県民税:7万円)があります。

請求書の
提出が
必要



一定基準額以下の

年金受給者の生活を支援します

～年金生活者支援給付金制度～

令和元年10月1日から、年金生活者支援給付金制度がはじまりました。
年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要となります。

ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

特設サイトはこちら

対象

※要件をすべて満たしている必要があります。

年金給付金

検索

老齢基礎年金を受給している方

- ・65歳以上である
- ・世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- ・前年の所得額が約462万円以下である



請求手続き

- ・今年新たに年金生活者支援給付金の受け取りが可能となる方には、日本年金機構から10月中旬以降、お知らせが送付されています。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。

令和3年2月1日(月)までに請求手続きが完了すると、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

- ・年金を受給し始める方は、年金の請求手続きと併せて年金事務所または保険年金課で請求手続きをしてください。

- ・世帯構成に変更があり、世帯全員の市町村民税が非課税等となり支給要件に該当した場合には、年金生活者支援給付金を請求することができます。

この場合は、請求書を受け付けた翌月分からの支給となりますので、お早めに問い合わせ先へ申し出てください。

問合

保険年金課医療・年金G ☎24-1114
中村年金事務所 ☎052-453-7200



不審な電話や案内にはご注意を

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

年金生活者支援給付金の請求でお困りのときには、
『ねんきんダイヤル』0570-05-1165(ナビダイヤル)へお電話ください。

11月は国民年金月間です

問合せ 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

国は、毎年11月を「ねんきん月間」、11月30日を「年金の日」と定め、年金制度のしくみ、保険料のご案内などを国民の皆さんに積極的に呼びかけ、公的年金制度への参加意識を持っていただけるように取り組んでいます。

国民年金の大きな特徴・利点

- 保険者は国 …… 国が責任をもって制度を運営するため、安定した年金です。
- 年金額の一部を国が負担 …… 私的年金にはない、国の負担があります。
- 物価スライド制 …… 物価が変動しても、それに応じて年金額は実質的価値が保障されます。
- 老齢基礎年金は終身保証 …… 生涯にわたって年金が受けられます。
- 全額社会保険料控除の対象 …… 確定申告の際、全額社会保険料控除の対象になります。
- 障害基礎年金・遺族基礎年金 …… けがや死亡など、万が一のときにもあなたや家族を守ります。

国民年金の種類は3種類

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。加入者は、職業などにより次の3種類に分かれ、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。転職、結婚等で種別が変わる場合は、2週間以内に手続きしてください。

第1号被保険者

自営業、学生、無職の方(第2号被保険者・第3号被保険者に該当しない方)

第2号被保険者

厚生年金・共済組合に加入している方

第3号被保険者

会社員や公務員の方(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

種別	納付額(円)	受給資格期間	年金額への反映	追納期間	所得審査対象者
全額免除	0	算入される	される	10年	本人 配偶者 世帯主
4分の3免除	4,140				
半額免除	8,270				
4分の1免除	12,410	算入される	されない	10年	本人 配偶者
納付猶予制度	0				
学生納付特例	0				

※4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、納付部分を納めないと未納期間となります。

※国民年金の保険料は、通常、2年間納付しないと「時効」として処理されますが、免除が承認された期間に関しては、10年間はさかのぼって追納できます。

ただし令和3年3月31日までに追納する場合、平成30年4月より古い期間は、法令で定められた加算額が付加されます。

※納付猶予制度・学生納付特例制度は、納付を猶予する制度であるため、年金受給額を満額に近づけるには、10年以内に追納してください。

ねんきんネットについて

インターネットでご自身の年金加入記録や将来の年金受給見込み額を閲覧できます。日本年金機構のホームページからお申し込みください。

年金事務所での相談や手続きについて

年金事務所での年金相談や手続きの際は、予約相談をご利用ください。相談者の都合に合わせて相談できるほか、相談内容にあった職員が対応します。

予約受付専用電話 ☎0570-05-4890

予約受付専用電話の受付時間は平日(月～金曜日)午前8時30分～午後5時15分です。

※予約の際は、基礎年金番号がわかるものを準備してください。

保険料の各種免除制度について

第1号被保険者で所得の減少や失業等により経済的に保険料の納付が困難な場合、本人が申請すると、前年の所得を審査の上、保険料が免除される制度です。学生には学生納付特例制度があります。新型コロナウイルス感染症の影響により所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として国民年金保険料免除申請が可能となりました。

所得の審査対象者および内容は右表のとおりです。